

鉄骨切断機等を使用して解体工事等を実施される事業者の皆様へ

貴事業場は、鉄骨切断機等の運転者に 技能特例講習を受講させていますか？

— 猶予措置は平成26年6月30日までです —

ブレーカの技能講習を修了された方や鉄骨切断機等の運転業務従事経験が6カ月以上の方は、平成25年7月1日の改正労働安全衛生規則の施行後、1年間は引き続き鉄骨切断機等の運転の業務に従事することができます。ただし、この猶予措置は平成26年6月30日までで、平成26年7月1日以降は、技能特例講習を修了しないと鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができなくなります。

7月の直前は指定機関に受講希望者が集中して受講したくても受講できず、7月以降、鉄骨切断機等の運転業務に就かせることができなくなり、事業に支障が生ずることも考えられます。

次のページを参照し、貴事業場の従業員がどの講習を受ければ良いか確認して、できるだけ早く技能特例講習を受講させてください。

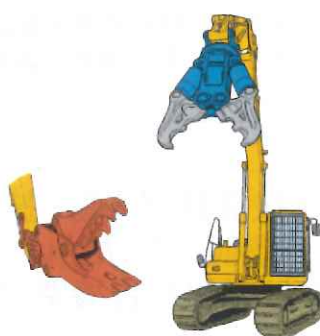
なお、機体重量3トン未満の鉄骨切断機等を運転させるには特別教育を**実施する**ことが必要です。これも次のページで確認して、無資格で運転させることのないようにしましょう。

今般、規制対象となった解体用機械は次のとおりです。

鉄骨切断機



コンクリート圧碎機



解体用つかみ機



鉄骨切断機等の運転は、その機体重量、運転実務経験等に応じて技能講習、技能特例講習又は特別教育の受講が必要です

技能特例講習の受講対象者

車両系建設機械(解体用)
(ブレーカ)運転技能講習
を修了している

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)
運転技能講習を修了して
いる

運転技能講習の修了なし

6か月
以上の運
転経験有

技能特例講習
を修了せず3ト
ン以上の機械を
運転している

拡充された部分
の特別教育を
受講せず3トン未
満の機械を運
転している

平成26年6月30日ま
で(施行後1年間に
早めに技能特例講習
を受講させてください

平成26年6月30日ま
で**早めに**技能特例
講習又は拡充された
部分の特別教育を実
施してください

次の場合は、事業者は直ちに、次の講習を受講させること
又は事業者自らが特別教育を実施することが必要です！

追加された
3機種で6
か月未
満の運
転経験し
かない

技能講習
を修了せ
ず3トン
以上の機
械を運
転して
いる

車両系建設機械(整地等)
運転技能講習を修了して
いる

運転技能講習の修了なし

改正規程(※)第4条
第1項に基づく**特例
の短縮講習(5時間)**
を直ちに受講させてく
ださい

改正規程(※)第2条
に基づく**フルの講習
(38時間)**を直ちに受
講させてください

ブレーカに係る特別教育
を受講している

拡充された部分の特別教育を
受講させず3トン未満の機械を
運転させている

直ちに拡充された部
分の特別教育を実
施してください

ブレーカに係る特別教育
を受講していない

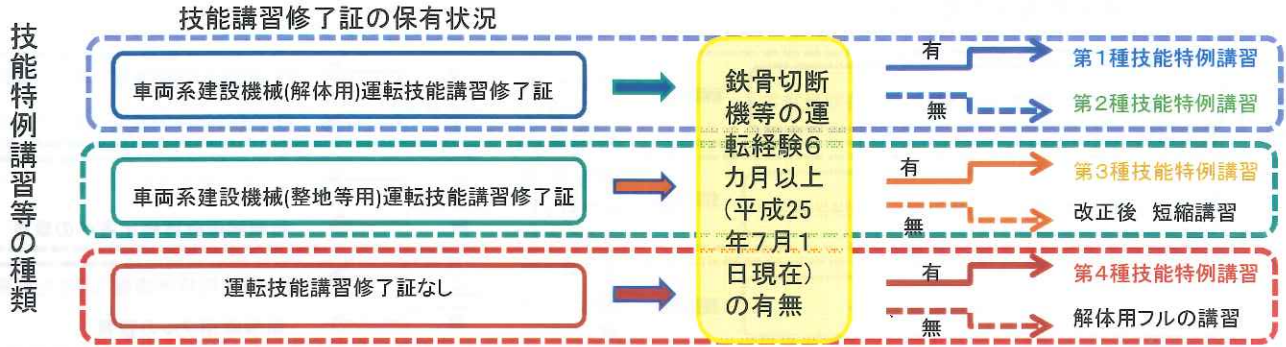
拡充された特別教育を受講さ
せず3トン未満の機械を運転さ
せている

直ちに鉄骨切断機等
に係る特別教育を実
施してください

御社の従業員が受講すべき技能特例講習、技能講習又は特別教育の種類については、3、4ページを参照してください。また、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署又は登録教習機関、指定技能特例講習実施機関にご確認ください。

(※)改正規程とは、平成25年4月12日に改正された車両系建設機械(解体用)運転技能講習規程(平成2年労働省告示第65号)のことです。

保有している修了証の状況に応じた技能特例講習等の種類は次のとおりです



車両系建設機械(解体用)運転技能講習(国交省資格取得者別)比較表

建設機械施工技士の資格と車両系建設機械(解体用)の各種技能講習の講習科目	改正前 車両系建機(解体用)技能講習規程				改正後 車両系建機(解体用)技能講習規程				経過措置 技能特例講習(労働基準局長通達)			
	解体用フルの講習(第2条)	ショベル系・トラクター系以外(第3条)	整地・運搬・積み込み用及び掘削用(トラクター系)(第4条)	ショベル系	解体用フルの講習(第2条)	ショベル系・トラクター系以外(第4条第3項)	整地・運搬・積み込み用及び掘削用(トラクター系)(第4条第1項)(短縮講習)	ショベル系(第4条第2項)	第1種技能特例講習	第2種技能特例講習	第3種技能特例講習	第4種技能特例講習

学科講習

講習科目	講習時間				講習時間				講習時間			
	4時間	免除	免除	免除	4時間	免除	免除	免除	免除	免除	免除	2時間
走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	4時間	免除	免除	免除	4時間	免除	免除	免除	免除	免除	免除	2時間
作業に関する装置の構造、取扱い方法及び作業方法に関する知識	4時間	4時間	1時間	免除	5時間	5時間	2時間	1時間	1時間	1時間	2時間	2.5時間
運転に必要な一般的事項に関する知識	2時間	免除	0.5時間	免除	3時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	1.5時間
関係法令	1時間	免除	0.5時間	免除	1時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	1時間
小計	11時間	4時間	2時間	0時間	13時間	6時間	3時間	2時間	2時間	2時間	3時間	7時間

実技講習

講習科目	講習時間				講習時間				講習時間			
	20時間	免除	免除	免除	20時間	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除
走行の操作	20時間	免除	免除	免除	20時間	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除
作業のための装置の操作	4時間	4時間	1時間	免除	5時間	5時間	2時間	1時間	免除	1時間	免除	免除
小計	24時間	4時間	1時間	0時間	25時間	5時間	2時間	1時間	0時間	1時間	0時間	0時間
合計	35時間	8時間	3時間	0時間	38時間	11時間	5時間	3時間	2時間	3時間	3時間	7時間

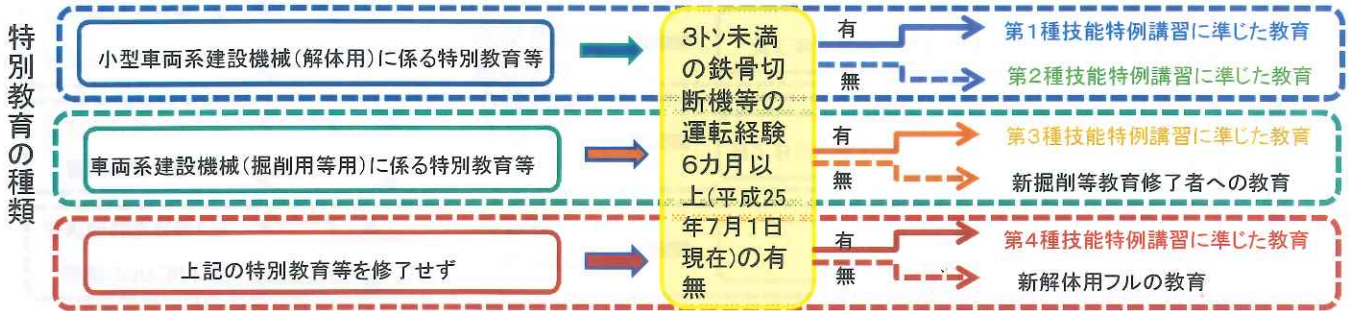
(注1) 表中ショベル系は、建設機械施工技術検定の1級合格者でショベル系の選択者、2級の第2種合格者、トラクター系は1級合格者でトラクター系の選択者、2級の第1、3種合格者、ショベル系・トラクター系以外は1級合格者でトラクター系、ショベル系を選択しなかった者(モーター・グレーダー、締め固め、ほ装用、基礎工事用を選択した者)、2級の第4、5、6種合格者を示します。

(注2) 技能特例講習は、平成25年6月から平成27年6月30日までの約2年間実施されます。

(注3) 技能特例講習の対象者については、それぞれ第1種は改正前の解体用技能講習修了者で6カ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者、第2種は改正前の解体用技能講習修了者で6カ月未満の鉄骨切断機等の運転経験者、第3種は整地・運搬・積み込み用及び掘削用技能講習修了者で6カ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者、第4種は6カ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者が対象です。

修了した特別教育や実務経験の状況に応じた特別教育は次表を参考にしてください

特別教育等の修了状況



小型車両系建設機械(解体用)の運転の業務に係る特別教育比較表

科目	旧	新		技能特例講習に準じた考え方での特別教育					
		フルの教育	及び整地掘削・運搬・積込みへの教育	新整地・掘削・運搬・積込みへの教育	新解体用フルの教育(第11条の3)	第一種技能特例講習に準じた教育	第二種技能特例講習に準じた教育	第三種技能特例講習に準じた教育	第四種技能特例講習に準じた教育
車両系建設機械(解体用)の特別教育の科目及び範囲									
学科教育									
科目	範囲	教育時間	教育時間	教育時間	教育時間 目安	教育時間 目安	教育時間 目安	教育時間 目安	教育時間 目安
小型車両系建設機械(解体用)の走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	①原動機 ②動力伝達装置 ③走行装置 ④かじ取り装置 ⑤ブレーキ ⑥電気装置 ⑦警報装置 ⑧走行に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	2時間	規定なし	2時間	省略可	省略可	省略可	省略可	1時間
小型車両系建設機械(解体用)の作業に関する装置の構造、取扱い方法及び作業方法に関する知識	①小型車両系建設機械(解体用)の種類及び用途 ②作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法 ③小型車両系建設機械(解体用)による一般的作業方法	2時間	規定なし	2.5時間 (+0.5時間)	1時間	0.5時間	0.5時間	1時間	2時間
小型車両系建設機械(解体用)の運転に必要な力学	①小型車両系建設機械(解体用)の運転に必要な力学 ②コンクリート造、鉄骨造又は木造の工作物の種類及び構造 ③土木施工—建設施工の方法	1時間	規定なし	1.5時間 (+0.5時間)	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	1時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間	規定なし	1時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間
		6時間	規定なし	7時間 (+1時間)	2.0時間	1.5時間	1.5時間	2.0時間	4.5時間
実技教育									
科目	範囲	講習時間	講習時間	講習時間	講習時間	講習時間	講習時間	講習時間	講習時間
小型車両系建設機械(解体用)の走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	4時間	規定なし	4時間	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可
小型車両系建設機械(解体用)の作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工	2時間	規定なし	3時間 (+1時間)	1時間	省略可	1時間	省略可	省略可
		6時間	規定なし	7時間 (+1時間)	1時間	0時間	1時間	0時間	0時間
合計		12時間	規定なし	14時間 (+2時間)	3.0時間	1.5時間	2.5時間	2.0時間	4.5時間

(注) フレーカに係る特別教育を受けた者のうち6ヶ月の鉄骨切断機等運転経験があり第1種、なしが第2種、整地・運搬・積込み用及び掘削用の特別教育を受けた者のうち6ヶ月の経験があり第3種、何も受けていないが6ヶ月の経験があり第4種
事業者は教育科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。

鉄骨切断機等を使用して作業を行う皆様へ

技能特例講習の受講はお済みですか？

— 猶予措置は平成26年6月30日までです —

ブレーカの技能講習を修了された方や鉄骨切断機等の運転業務従事経験が6カ月以上の方は、平成25年7月1日の改正労働安全衛生規則の施行後、1年間は引き続き鉄骨切断機等の運転の業務に従事することができます。ただし、この**猶予措置は平成26年6月30日まで**で、平成26年7月1日以降は、技能特例講習を修了しないと鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができなくなります。

7月の直前は指定機関に受講希望者が集中して受講したくても受講できず、7月以降の鉄骨切断機等の運転業務に就けなくなり、業務に支障が生ずることも考えられます。

次のページを参照し、自分がどの講習を受ければ良いか確認して、できるだけ早く技能特例講習を受講しましょう。

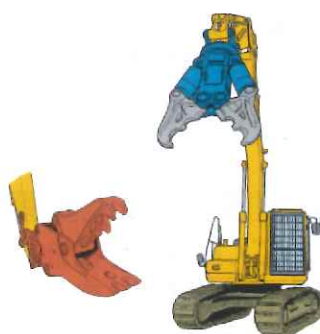
なお、機体重量3トン未満の鉄骨切断機等の運転には特別教育を受講することが必要です。これも次のページで確認して、無資格で運転することのないようにしましょう。

今般、規制対象となった解体用機械は次のとおりです。

鉄骨切断機



コンクリート圧碎機

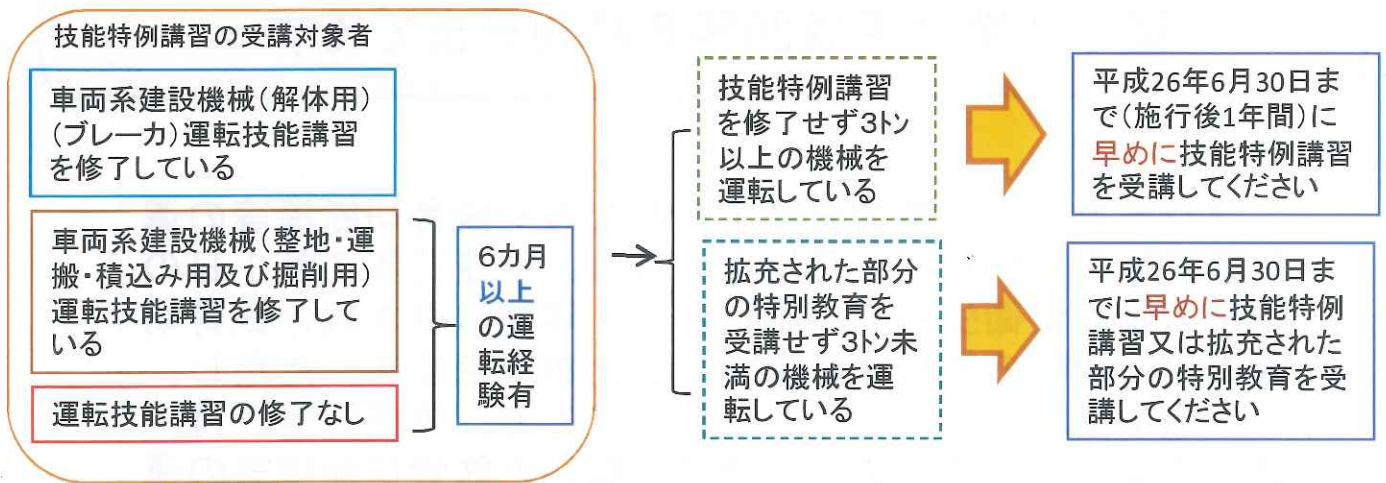


解体用つかみ機

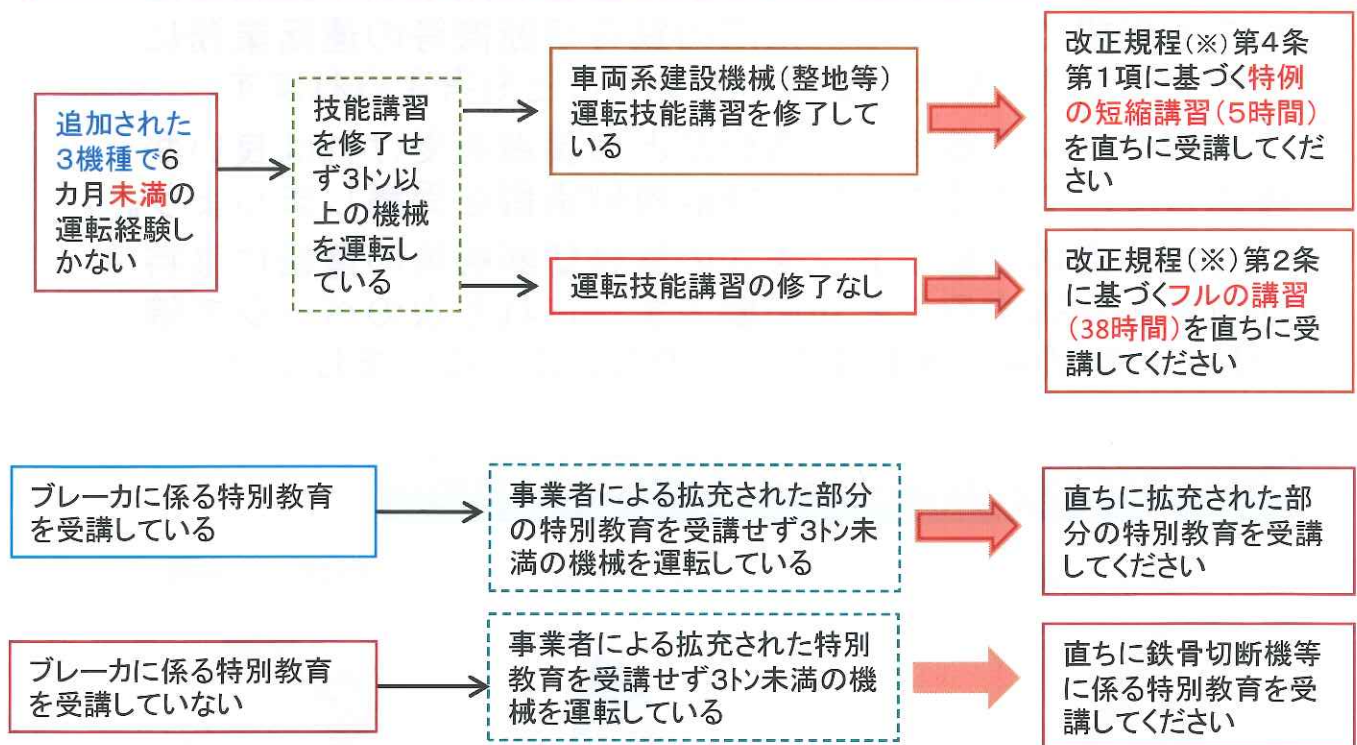


 厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

鉄骨切断機等の運転は、その機体重量、運転実務経験等に応じて技能講習、技能特例講習又は特別教育の受講が必要です



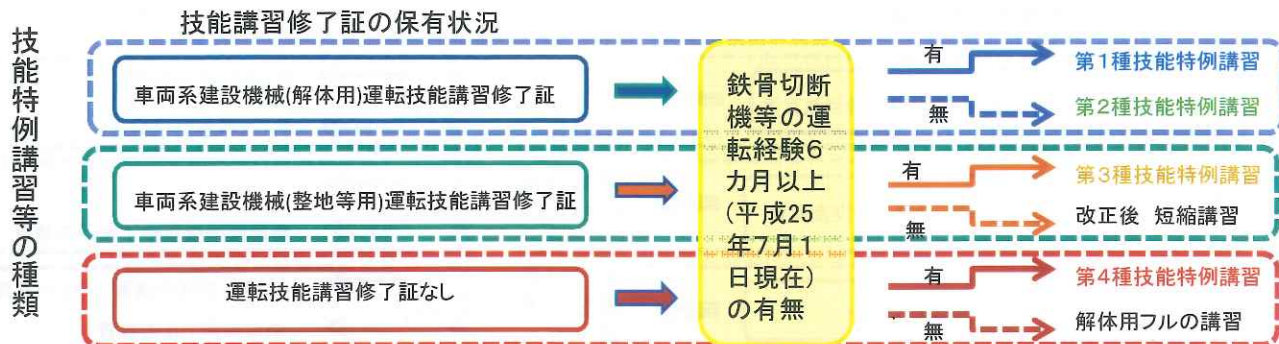
次の場合は、直ちに、次の講習又は事業者による特別教育の受講が必要です！



ご自身が受講すべき技能特例講習、技能講習又は特別教育の種類については、3、4ページを参照してください。また、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署又は登録教習機関、指定技能特例講習実施機関にご確認ください。

(※)改正規程とは、平成25年4月12日に改正された車両系建設機械(解体用)運転技能講習規程(平成2年労働省告示第65号)のことです。

保有している修了証の状況に応じた技能特例講習等の種類は次のとおりです



車両系建設機械(解体用)運転技能講習(国交省資格取得者別)比較表

	改正前 車両系建機(解体用)技能講習規程				改正後 車両系建機(解体用)技能講習規程				経過措置 技能特例講習(労働基準局長通達)			
	解体用フルの講習(第2条)	ショベル系・トラクター系以外(第3条)	整地・運搬・積み込み用及び掘削用(トラクター系)(第4条)	ショベル系	解体用フルの講習(第2条)	ショベル系・トラクター系以外(第4条第3項)	整地・運搬・積み込み用及び掘削用(トラクター系)(第4条第1項)(短縮講習)	ショベル系(第4条第2項)	第1種技能特例講習	第2種技能特例講習	第3種技能特例講習	第4種技能特例講習
建設機械施工技士の資格と車両系建設機械(解体用)の各種技能講習の講習科目												

学科講習

講習科目	講習時間				講習時間				講習時間			
走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	4時間	免除	免除	免除	4時間	免除	免除	免除	免除	免除	免除	2時間
作業に関する装置の構造、取扱い方法及び作業方法に関する知識	4時間	4時間	1時間	免除	5時間	5時間	2時間	1時間	1時間	1時間	2時間	2.5時間
運転に必要な一般的事項に関する知識	2時間	免除	0.5時間	免除	3時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	1.5時間
関係法令	1時間	免除	0.5時間	免除	1時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	1時間
小計	11時間	4時間	2時間	0時間	13時間	6時間	3時間	2時間	2時間	2時間	3時間	7時間

実技講習

講習科目	講習時間				講習時間				講習時間			
走行の操作	20時間	免除	免除	免除	20時間	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除
作業のための装置の操作	4時間	4時間	1時間	免除	5時間	5時間	2時間	1時間	免除	1時間	免除	免除
小計	24時間	4時間	1時間	0時間	25時間	5時間	2時間	1時間	0時間	1時間	0時間	0時間
合計	35時間	8時間	3時間	0時間	38時間	11時間	5時間	3時間	2時間	3時間	3時間	7時間

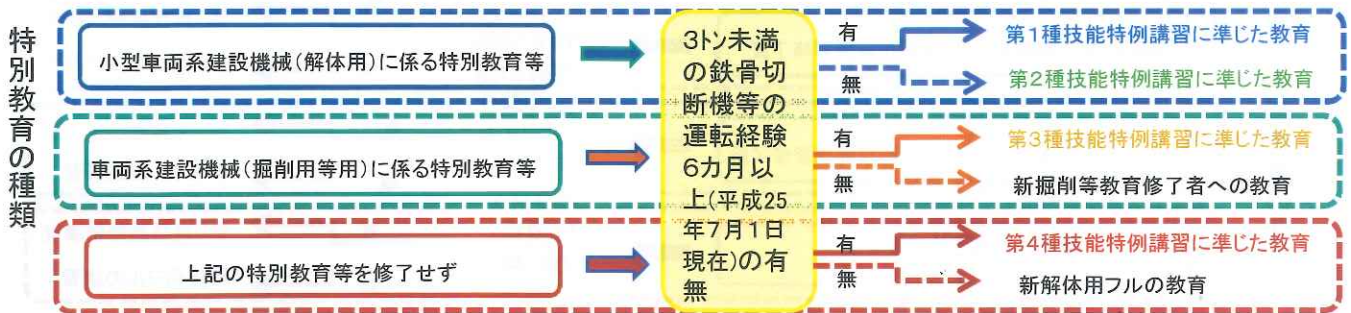
(注1) 表中ショベル系は、建設機械施工技術検定の1級合格者でショベル系の選択者、2級の第2種合格者、トラクター系は1級合格者でトラクター系の選択者、2級の第1、3種合格者、ショベル系・トラクター系以外は1級合格者でトラクター系、ショベル系を選択しなかった者(モーター・グレーダー、締め固め、ほ装用、基礎工事用を選択した者)、2級の第4、5、6種合格者を示します。

(注2) 技能特例講習は、平成25年6月から平成27年6月30日までの約2年間実施されます。

(注3) 技能特例講習の対象者については、それぞれ第1種は改正前の解体用技能講習修了者で6カ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者、第2種は改正前の解体用技能講習修了者で6カ月未満の鉄骨切断機等の運転経験者、第3種は整地・運搬・積み込み用及び掘削用技能講習修了者で6カ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者、第4種は6カ月以上の鉄骨切断機等の運転経験者が対象です。

修了した特別教育や実務経験の状況に応じた特別教育は次表を参考にしてください

特別教育等の修了状況



小型車両系建設機械(解体用)の運転の業務に係る特別教育比較表

車両系建設機械(解体用)の特別教育の科目及び範囲	旧		新		技能特例講習に準じた考え方での特例教育				
	フルの教育	及 整地掘削・運搬・積込みへの教育	新解体用フルの教育(第11条の3)	用 新整地・掘削・運搬・積込みへの教育	第一種技能特例講習に準じた教育	第二種技能特例講習に準じた教育	第三種技能特例講習に準じた教育	第四種技能特例講習に準じた教育	
学科教育	科目	範囲	教育時間	教育時間	教育時間	教育時間目安	教育時間目安	教育時間目安	教育時間目安
小型車両系建設機械(解体用)の走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	①原動機 ②動力伝達装置 ③走行装置 ④かじ取り装置 ⑤ブレーキ ⑥電気装置 ⑦警報装置 ⑧走行に関する附属装置の構造及び取扱いの方法	2時間	規定なし	2時間	省略可	省略可	省略可	省略可	1時間
小型車両系建設機械(解体用)の作業に関する装置の構造、取扱い方法及び作業方法に関する知識	①小型車両系建設機械(解体用)の種類及び用途 ②作業装置及び作業に関する附属装置の構造及び取扱いの方法 ③小型車両系建設機械(解体用)による一般的な作業方法	2時間	規定なし	2.5時間(+0.5時間)	1時間	0.5時間	0.5時間	1時間	2時間
小型車両系建設機械(解体用)の運転に必要な力学 ②コンクリート造、鉄骨造又は木造の工作物の種類及び構造 ③土木施工一建設施工の方法	①小型車両系建設機械(解体用)の運転に必要な力学 ②コンクリート造、鉄骨造又は木造の工作物の種類及び構造 ③土木施工一建設施工の方法	1時間	規定なし	1.5時間(+0.5時間)	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	1時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間	規定なし	1時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間	0.5時間
		6時間	規定なし	7時間(+1時間)	2.0時間	1.5時間	1.5時間	2.0時間	4.5時間
実技教育	科目	範囲	講習時間	講習時間	講習時間	講習時間	講習時間	講習時間	講習時間
小型車両系建設機械(解体用)の走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	4時間	規定なし	4時間	省略可	省略可	省略可	省略可	省略可
小型車両系建設機械(解体用)の作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による基本施工及び応用施工	2時間	規定なし	3時間(+1時間)	1時間	省略可	1時間	省略可	省略可
		6時間	規定なし	7時間(+1時間)	1時間	0時間	1時間	0時間	0時間
合計		12時間	規定なし	14時間(+2時間)	3.0時間	1.5時間	2.5時間	2.0時間	4.5時間

(注) ブレーキに係る特別教育を受けた者のうち6ヶ月の鉄骨切断機等運転経験ありが第1種、なしが第2種、整地・運搬・積込み用及び掘削用の特別教育を受けた者のうち6ヶ月の経験ありが第3種、何も受けていないが6ヶ月の経験ありが第4種
事業者は教育科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。